3　水力発電所の場合は、使用水量、有効落差及び理論水力（それぞれ最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）	のにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合は、減水区間の長さも併せて記載すること。）特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定によるものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書　環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあっては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられたものである旨
4　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書　環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあっては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられたものである旨	

3　水力発電所の場合は、使用水量、有効落差及び理論水力（それぞれ最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）	のにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合は、減水区間の長さも併せて記載すること。）特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定によるものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書　環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあっては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられたものである旨
4　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書　環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあっては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられたものである旨	